

広島県立図書館資料収集方針

平成25年3月27日 全部改正

平成31年1月4日 一部改正

1 目的

「小説・教養書・実用書を中心に、親しみやすい蔵書構成を目指す市町立図書館とは一線を画し、専門性の高い図書や郷土資料等を中心に調査研究に役立つ蔵書構成を目指す」こととなっている広島県立図書館が、資料の収集を組織的、系統的に行うため、資料の収集に関する基本的な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 調査研究に役立つ蔵書構成を実現するため、
 - ア 専門性の高い図書や基本的なものを、分野を問わず収集する。
 - イ 郷土資料の収集に力を注ぐ。
 - ウ 広島県の施策に関するものなど、県民の課題解決につながる資料を収集する。
- (2) 広島県立文書館の収集範囲との兼合いで、
 - ア 原則として、明治期以降の資料を収集する。
 - イ 近世以前の手書き資料は、原則として収集しない。
- (3) 図書館が「国民の知る自由を保障する機関」であることに照らし、「資料収集の自由」に係る諸原則を確認し、実践する。

3 収集すべき資料の種類

図書、逐次刊行物（新聞・雑誌）等のほか、視聴覚資料、電子出版物等、その形態、媒体等にかかわらず、第2項の使命を果たすために必要な資料を収集する。

4 資料の収集の方法

資料は、購入、寄贈、寄託その他の方法により収集する。

5 資料選択基準の作成

この方針に基づき、収集すべき資料の範囲、優先順位等を記載した資料選択基準を別に定める。

6 収書会議の設置

- (1) 資料の収集に関することを処理させるため、広島県立図書館に収書会議を置く。
- (2) 収書会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

7 資料の保存と廃棄

- (1) 広島県立図書館は、資料保存の責任を果たすため、市町立図書館の求めに応じて、それらの館の蔵書の一部を譲り受けて、保存し、提供するための方策を検討する。
- (2)ア 広島県立図書館は、受け入れた資料を、原則として、除籍及び廃棄の対象としない。
- イ 資料の除籍及び廃棄に関し必要な事項は、別に定める。